

政策環境建設常任委員会及び
予算特別委員会政策環境建設分科会
議事次第

令和7年3月6日(木)
午後1時30分～
於：第2委員会室

- 1 開 会
- 2 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）
- 3 付託議案（討論・採決）
- 4 審査依頼議案（適否確認）
- 5 閉 会

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和7年2月府議会定例会)
 (3月6日)

| 【総合政策環境部】 | |
|-------------------------------|--------|
| 総合政策環境部長 | 岡本 孝 樹 |
| 総合政策環境部子育て社会推進監 (総合政策室長兼務) | 坂野 修 一 |
| 総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務) | 石澤 雄 一 |
| 総合政策環境部副部長 | 西村 敏 弘 |
| 総合政策環境部技監 | 笠原 淳 史 |
| 総合政策環境部理事 (企画統計課長事務取扱) | 小谷 義 明 |
| 総合政策環境部企画参事 | 島津 大 |
| 総合政策室企画参事 | 宮田 聖 徳 |
| 総合政策室企画参事 | 三嶋 孝 佳 |
| 総合政策室企画参事 | 池永 昭 二 |
| 地域政策室長 | 北村 哲 也 |
| 地域政策室企画参事 (北部担当) | 古田 良 明 |
| 地域政策室企画参事 (中部担当) | 万所 ル ミ |
| 地域政策室企画参事 (南部担当) | 吉田 宏 則 |
| 政策環境総務課長 | 野村 宗 平 |
| 万博・地域交流課長 | 子川 貴 司 |
| 情報政策課長 | 青木 耕一郎 |
| デジタル政策推進課長 | 清水 直 喜 |
| 大学政策課長 | 河野 勉 |
| 脱炭素社会推進課長 | 中埜 博 之 |
| 循環型社会推進課長 | 水落 高 明 |
| 自然環境保全課長 | 後藤 幸 宏 |
| 環境管理課長 | 峯 勝 之 |

| 【建設交通部】 | |
|------------------------------|--------|
| 建設交通部長 | 石井 宏 明 |
| 建設交通部副部長 (監理課長事務取扱) | 白波瀬 衛 |
| 建設交通部技監 (土木担当) | 林 龍 夫 |
| 建設交通部技監 (都市・建築住宅担当) | 西村 祥 一 |
| 建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任) | 曾和 良 広 |
| 建設交通部理事 (道路政策担当) | 西岡 久 |
| 建設交通部理事 (交通政策担当) | 八田 直 哉 |
| 建設交通部理事 (治水政策担当) | 奥野 真 章 |
| 建設交通部理事 (指導検査課長事務取扱) | 渡邊 裕 幸 |
| 用地課長 | 辻川 明 徳 |
| 道路計画課長 | 傍島 史 宗 |
| 道路建設課長 | 小松 吉 則 |
| 道路管理課長 | 中坊 傳 |
| 交通政策課長 | 笹井 淳 |
| 河川課長 | 南郷 篤 |
| 砂防課長 | 柳原 健 二 |
| 都市計画課長 | 桑場 功 |
| 建築指導課長 | 坂本 智 生 |
| 住宅課長 | 内藤 良 辰 |
| 公営企業経営課長 | 西崎 史 |
| 水道政策課長 | 碓 正 登 |
| 下水道政策課長 | 工藤 真 |

| 【商工労働観光部・建設交通部】 | |
|---------------------|--------|
| 商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長 | 秋田 伸 治 |

(計 46 名)

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和7年2月府議会定例会)
(3月13日)

【報告事項・付託議案（討論・採決）・付託請願】

| 【総合政策環境部】 | |
|-------------------------------|---------|
| 総合政策環境部長 | 岡 本 孝 樹 |
| 総合政策環境部子育て社会推進監 (総合政策室長兼務) | 坂 野 修 一 |
| 総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務) | 石 澤 雄 一 |
| 総合政策環境部技監 | 笠 原 淳 史 |
| 総合政策室企画参事 | 宮 田 聖 徳 |
| 総合政策室企画参事 | 池 永 昭 二 |
| 政策環境総務課長 | 野 村 宗 平 |
| 大学政策課長 | 河 野 勉 |
| 自然環境保全課長 | 後 藤 幸 宏 |
| 環境管理課長 | 峯 勝 之 |

| 【建設交通部】 | |
|------------------------------|---------|
| 建設交通部長 | 石 井 宏 明 |
| 建設交通部副部長 (監理課長事務取扱) | 白 波 瀬 衛 |
| 建設交通部技監 (土木担当) | 林 龍 夫 |
| 建設交通部技監 (都市・建築住宅担当) | 西 村 祥 一 |
| 建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任) | 曾 和 良 広 |
| 建設交通部理事 (交通政策担当) | 八 田 直 哉 |
| 交通政策課長 | 笹 井 淳 |
| 建築指導課長 | 坂 本 智 生 |
| 住宅課長 | 内 藤 良 辰 |
| 公営企業経営課長 | 西 崎 吏 |

(計 20 名)

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和7年2月府議会定例会)
 (3月13日)

【所管事項（建設交通部及び商工労働観光部・建設交通部）】

| 【建設交通部】 | |
|------------------------------|---------|
| 建設交通部長 | 石井 宏 明 |
| 建設交通部副部長 (監理課長事務取扱) | 白波瀬 衛 |
| 建設交通部技監 (土木担当) | 林 龍 夫 |
| 建設交通部技監 (都市・建築住宅担当) | 西 村 祥 一 |
| 建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任) | 曾 和 良 広 |
| 建設交通部理事 (道路政策担当) | 西 岡 久 |
| 建設交通部理事 (交通政策担当) | 八 田 直 哉 |
| 建設交通部理事 (治水政策担当) | 奥 野 真 章 |
| 建設交通部理事 (指導検査課長事務取扱) | 渡 邊 裕 幸 |
| 監理課参事 | 村 上 哲 司 |
| 用地課長 | 辻 川 明 徳 |
| 道路計画課長 | 傍 島 史 宗 |
| 道路建設課長 | 小 松 吉 則 |
| 道路管理課長 | 中 坊 傳 |
| 交通政策課長 | 笹 井 淳 |
| 河川課長 | 南 郷 篤 |
| 砂防課長 | 柳 原 健 二 |
| 都市計画課長 | 桑 場 功 |
| 建築指導課長 | 坂 本 智 生 |
| 住宅課長 | 内 藤 良 辰 |
| 営繕課長 | 山 崎 眞 治 |
| 公営企業経営課長 | 西 崎 吏 |
| 水道政策課長 | 碓 正 登 |
| 下水道政策課長 | 工 藤 真 |

| 【商工労働観光部・建設交通部】 | |
|---------------------|---------|
| 商工労働観光部・建設交通部港湾局長 | 相 木 敢 |
| 商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長 | 秋 田 伸 治 |

(計 26 名)

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和7年2月府議会定例会)
 (3月14日)

| 【総合政策環境部】 | |
|-------------------------------|-----------|
| 総合政策環境部長 | 岡 本 孝 樹 |
| 総合政策環境部子育て社会推進監 (総合政策室長兼務) | 坂 野 修 一 |
| 総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務) | 石 澤 雄 一 |
| 総合政策環境部副部長 | 西 村 敏 弘 |
| 総合政策環境部技監 | 笠 原 淳 史 |
| 総合政策環境部理事 (企画統計課長事務取扱) | 小 谷 義 明 |
| 総合政策環境部企画参事 | 島 津 大 |
| 総合政策室企画参事 | 宮 田 聖 徳 |
| 総合政策室企画参事 | 三 嶋 孝 佳 |
| 総合政策室企画参事 | 池 永 昭 二 |
| 地域政策室長 | 北 村 哲 也 |
| 地域政策室企画参事 (北部担当) | 古 田 良 明 |
| 地域政策室企画参事 (中部担当) | 万 所 ル ミ |
| 地域政策室企画参事 (南部担当) | 吉 田 宏 則 |
| 政策環境総務課長 | 野 村 宗 平 |
| 万博・地域交流課長 | 子 川 貴 司 |
| 情報政策課長 | 青 木 耕 一 郎 |
| デジタル政策推進課長 | 清 水 直 喜 |
| 大学政策課長 | 河 野 勉 |
| 脱炭素社会推進課長 | 中 埜 博 之 |
| 循環型社会推進課長 | 水 落 高 明 |
| 自然環境保全課長 | 後 藤 幸 宏 |
| 環境管理課長 | 峯 勝 之 |

(計 23 名)

政策環境建設常任委員会議案付託表
(2月21日付託分)

| 議案番号 | 件名 |
|------|--------------------------|
| 24 | 京都府環境影響評価条例一部改正の件 |
| 32 | 京都府福祉のまちづくり条例一部改正の件 |
| 34 | 水道法施行条例一部改正の件 |
| 40 | 指定管理者指定の件 (丹後海と星の見える丘公園) |
| 45 | 指定管理者指定の件 (公営住宅吉田近衛団地等) |
| 46 | 関西広域連合規約変更に関する協議の件 |

※ 3月6日(木)・・・説明聴取、質疑
3月13日(木)・・・討論・採決

政策環境建設常任委員会議案付託表 (3月5日付託分)

| 議案番号 | 件名 |
|------|---------------------------------|
| 68 | 府道路線廃止の件 |
| 79 | 一般国道429号道路新設改良工事請負契約変更の件 |
| 80 | 府道綾部宮島線道路新設改良工事請負契約変更の件 |
| 81 | 府道浜丹後線道路新設改良工事請負契約変更の件 |
| 82 | 府道山城総合運動公園城陽線橋りょう新設改良工事請負契約変更の件 |
| 83 | 府道山城総合運動公園城陽線橋りょう新設改良工事委託契約変更の件 |
| 84 | 京都府府営住宅向日台団地整備特定事業契約変更の件 |

※ 3月6日(木)・・・説明聴取、質疑、討論・採決

予算特別委員会政策環境建設分科会
 議案審査依頼表
 (3月5日付託分)

| 議案番号 | 件名 |
|------|--|
| 51 | 令和6年度京都府一般会計補正予算(第8号) 歳入中 <ul style="list-style-type: none"> 第7款 分担金及び負担金 <ul style="list-style-type: none"> 第2項 第3目 第8款 使用料及び手数料 <ul style="list-style-type: none"> 第1項 第1目 第1項 第7目 第2項 第1目 第2項 第3目 第2項 第7目 第9款 国庫支出金 <ul style="list-style-type: none"> 第1項 第4目 第1項 第5目 第1項 第7目 第2項 第1目 第2項 第3目 第2項 第7目 第2項 第9目 第3項 第1目 第3項 第3目 第3項 第7目 第3項 第9目 第10款 財産収入 <ul style="list-style-type: none"> 第1項 第2項 第1目 第2項 第2目 第11款 寄附金 <ul style="list-style-type: none"> 第1項 第1目 |

第 3 目

第 6 目

第 7 目

第 12 款 繰入金

第 2 項 第 5 目

第 10 目

第 25 目

第 14 款 諸収入

第 3 項 第 3 目

第 7 目

第 4 項 第 5 目

第 7 項 第 4 目

歳出中

第 2 款 総務費

第 1 項 第 1 目

第 10 目

第 2 項 第 1 目

第 2 目

第 3 目

第 7 項

第 4 款 衛生費

第 2 項 第 1 目

第 3 目

第 5 項

第 6 款 農林水産業費

第 4 項 第 1 目

第 2 目

第 8 款 土木費

第 10 款 教育費

第 6 項

第 11 款 災害復旧費

第 2 項

第 13 款 諸支出金

第 1 項

繰越明許費

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 5 9 | 令和 6 年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 6 2 | 令和 6 年度京都府電気事業会計補正予算（第 2 号） |
| 6 3 | 令和 6 年度京都府水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 6 5 | 令和 6 年度京都府工業用水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 6 6 | 令和 6 年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 7 2 | 都市計画事業に関する市町村負担金を定める件 |
| 7 3 | 急傾斜地崩壊対策事業等に関する市町村負担金を定める件 |
| 7 4 | 流域下水道事業に関する市町村負担金を定める件 |

※ 3月6日（木）・・・説明聴取、質疑、適否確認

令和7年2月京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会
付託議案

総合政策環境部

第24号議案 京都府環境影響評価条例一部改正の件

第40号議案 指定管理者指定の件（丹後海と星の見える丘公園）

第46号議案 関西広域連合規約変更に関する協議の件

第 24 号議案

京都府環境影響評価条例一部改正の件

令和 7 年 3 月

総合政策環境部

1 改正の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

法の条ずれに伴い、所要の規定整備を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

第 40 号議案

指定管理者指定の件（丹後海と星の見える丘公園）

令和 7 年 3 月

総合政策環境部

1 施設の名称

京都府立丹後海と星の見える丘公園

2 指定管理者

宮津市字大島 496 番地の 2

特定非営利活動法人 地球デザインスクール

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

第 46 号議案

関西広域連合規約変更に関する協議の件

令和 7 年 3 月

総合政策環境部

1 規約変更の目的

大阪・関西万博の開催を契機に関西飛躍への期待が高まる中、関西広域連合は設立から 15 年目を迎える。これを機に、万博のレガシーの創出及び継承による関西各地域の発展、広域防災をはじめとする広域事務を担う力と府県・政令市が協働する力の向上を目指し、関西広域連合の体制を強化するため、規約の変更を行う。

2 規約変更の概要

- (1) 「副広域連合長」の定数（現行：1 人）を「3 人以内」に変更
- (2) 広域連合長に事故があるとき等の副広域連合長による職務代理に関する規定の変更
- (3) 広域連合委員会の副委員長に充てられる副広域連合長に関する規定の変更

3 施行期日

令和 7 年 6 月以降（総務大臣の許可後）

令和7年2月京都府議会定例会

予算特別委員会 政策環境建設分科会

審査依頼議案

総合政策環境部

第51号議案 令和6年度京都府一般会計補正予算（第8号）中、所管分

第 51 号議案 令和 6 年度京都府一般会計補正予算（第 8 号）

◇部所管予算の概要

（単位：千円）

| 款 | 現計予算額 (第 5 号まで) | 2 月補正予算 | | | 計 |
|-----|--------------------|---------|--------|----------|------------|
| | | 第 6 号 | 第 7 号 | 第 8 号 | |
| 総務費 | 6,599,878 | 0 | 20,000 | 541,485 | 7,161,363 |
| 衛生費 | 2,731,872 | 20,000 | 0 | ▲696,687 | 2,055,185 |
| 土木費 | 112,943 | 0 | 0 | ▲2,432 | 110,511 |
| 教育費 | 10,531,476 | 0 | 0 | 889,255 | 11,420,731 |
| 計 | 19,976,169 | 20,000 | 20,000 | 731,621 | 20,747,790 |

■繰越明許費

（単位：千円）

| 款 | 現計金額 (第 5 号まで) | 追加金額 | | | 計 |
|-----|-------------------|--------|--------|---------|---------|
| | | 第 6 号 | 第 7 号 | 第 8 号 | |
| 総務費 | 0 | 0 | 20,000 | 202,000 | 222,000 |
| 衛生費 | 0 | 20,000 | 0 | 112,000 | 132,000 |
| 土木費 | 0 | 0 | 0 | 27,000 | 27,000 |
| 計 | 0 | 20,000 | 20,000 | 341,000 | 381,000 |

令和7年2月京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会 付託議案

建設交通部

(2月21日付託分 議案(その1))

第32号議案 京都府福祉のまちづくり条例一部改正の件

第34号議案 水道法施行条例一部改正の件

第45号議案 指定管理者指定の件

(3月5日付託分 議案(その3))

第68号議案 府道路線廃止の件

第79号議案 一般国道429号道路新設改良工事請負契約変更の件

第80号議案 府道綾部宮島線道路新設改良工事請負契約変更の件

第81号議案 府道浜丹後線道路新設改良工事請負契約変更の件

第82号議案 府道山城総合運動公園城陽線橋りょう新設改良工事請負
契約変更の件

第83号議案 府道山城総合運動公園城陽線橋りょう新設改良工事委託
契約変更の件

第84号議案 京都府府営住宅向日台団地整備特定事業契約変更の件

(2月21日付託分 議案(その1))

■第32号議案 京都府福祉のまちづくり条例一部改正の件

1 改正の理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」という。)の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

2 政令改正の概要

(1) 車椅子利用者用便房に係る設置必要数の拡大<強化>

改正前) 建築物「棟」に1以上

改正後) 建築物の「階」毎に1以上(面積により必要数を規定)

(2) 劇場等の「車椅子利用者用スペース」の設置必要数及び経路仕様の規定化<新規>

ア 座席数に応じた上記「スペース」の確保、広さ

イ 劇場内で上記スペースへ至る経路の幅員

(3) 車椅子利用者用駐車ブース設置必要数の拡大<強化>

改正前) 建築物の「敷地」に1以上

改正後) 一般の駐車ブース数に応じ加算

3 改正の内容

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第3項に基づく条例付加基準について、政令改正に伴う所要の規定整備を行うこととする。(第65条、第65条の2、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条関係)

(2) その他所要の規定整備を行うこととする。

4 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年6月1日。ただし、3の(2)の一部については、公布の日

(2) 経過措置

所要の経過措置を定めることとする。

■第 34 号議案 水道法施行条例一部改正の件

1 改正の理由

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）の一部改正による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しを踏まえ、府が水道用水供給事業者である場合の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件並びに府が専用水道の設置者である場合の水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うもの。

（注）

布設工事監督者：水道布設工事において施工監督を行う者

水道技術管理者：水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など技術上の事務に係る責任者

2 改正の内容

次に掲げる者の資格要件について、下水道等に関する実務経験を含めるほか、学歴及び学科要件における対象課程を追加することとした（第 2 条～第 4 条関係、詳細は別表のとおり）。

- （1）府営水道の布設工事監督者
- （2）府営水道の水道技術管理者
- （3）府が設置する専用水道の水道技術管理者

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(別表) 資格要件の改正内容

(1) 布設工事監督者の資格要件 (条例第2条)

| 現行 | | | 改正後 | | |
|----|---------------------------------|----------------|-----|------------------------|-----------------|
| 条項 | 学歴 | 経験年数 | 条項 | 学歴 | 経験年数 |
| 1号 | 大学(土木工学科または相当課程)で衛生工学か水道工学を修了 | 水道に関する実務経験2年以上 | 1号 | 大学(土木工学科または相当課程) | 水道等に関する実務経験3年以上 |
| 2号 | 大学(土木工学科または相当課程)で衛生工学か水道工学以外を修了 | 水道3年以上 | 2号 | 大学(機械工学科、電気工学科または相当課程) | 水道等4年以上 |
| 3号 | 短大等(土木科又は相当課程) | 水道5年以上 | 3号 | 短大等(土木科又は相当課程) | 水道等5年以上 |
| | | | 4号 | 短大等(機械科、電気科又は相当課程) | 水道等6年以上 |
| 4号 | 高校等(土木科又は相当課程) | 水道7年以上 | 5号 | 高校等(土木科又は相当課程) | 水道等7年以上 |
| | | | 6号 | 高校等(機械科、電気科又は相当課程) | 水道等8年以上 |
| 5号 | 学歴なし | 水道10年以上 | 7号 | 学歴なし | 水道等10年以上 |
| 6号 | 前各号と同等以上の技能を有すると認められる者 | | 8号 | 前各号と同等以上の技能を有すると認められる者 | |

注1) 「短大等」は専門職大学の前期課程修了及び高等専門学校を含み、「高校等」は中等教育学校を含む

注2) 「水道等」は、水道、工業用水道、下水道、道路又は河川を指す

注3) 改正後の実務経験年数は、2分の1以上は水道に関する経験年数であることが必要

(2) 水道技術管理者の資格要件 (条例第3条)

| 現行 | | | 改正後 | | |
|----|---|---------------------------------|-----|-----------------------------------|---------------------------------|
| 条項 | 学歴 | 経験年数(水道) | 条項 | 学歴 | 経験年数(水道) |
| 1号 | 前条各号該当者(水道布設工事監督者の有資格者) | | | | |
| 2号 | 大学、短大等、高校等(土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学または相当学科目) | 大学:4年以上 短大等:6年以上 高校等:8年以上 | 1号 | 大学、短大等、高校等(土木工学科・土木科または相当課程) | 大学:3年以上 短大等:5年以上 水道:7年以上 |
| | | | 2号 | 大学、短大等、高校等(工学、理学、農学、医学、薬学または相当課程) | 大学:4年以上 短大等:6年以上 高校等:8年以上 |
| 3号 | 学歴なし | 10年以上 | 3号 | 学歴なし | 10年以上 |
| 4号 | 前2号と同等以上の技能を有すると認められる者 | | 4号 | 前各号と同等以上の技能を有すると認められる者 | |

注) 「短大等」は専門職大学の前期課程修了及び高等専門学校を含み、「高校等」は中等教育学校を含む

(3) 専用水道の水道技術管理者の資格要件 (条例第4条)

| 改正後 |
|---|
| 対象とする専用水道を「1日最大給水量1,000 m ³ 」から「1日最大給水量10,000 m ³ 」に改める |

注) 必要な実務経験年数は、(2)の各号に掲げる年数の2分の1とする(改正前と同様)

■第 45 号議案 指定管理者指定の件

| | |
|--------------|--|
| <p>施設の名称</p> | <p>公営住宅 吉田近衛団地、田中関田団地、西天王町団地、岩倉団地、山科東野団地、山科大宅団地、西七条団地、久世団地、嵯峨天竜寺団地、常盤団地、天授が岡団地、周山団地、墨染団地、深草鍵屋団地、淀際目団地、深草団地、桃山日向団地、小栗栖西団地、北後藤団地、羽束師団地</p> <p>準公営住宅 深草団地</p> <p>特別賃貸府営住宅 岩倉長谷団地、桃山伊賀団地、小栗栖西団地、北後藤団地</p> |
| <p>指定管理者</p> | <p>東京都世田谷区用賀四丁目 10 番 1 号 株式会社東急コミュニティー</p> |
| <p>指定の期間</p> | <p>令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 日まで</p> |

(3月5日付託分 議案(その3))

■第68号議案 府道路線廃止の件

| 廃止路線名 | 起点 終点 |
|-------|---------------------|
| 木津加茂線 | 木津川市鹿背山 木津川市加茂町里 |

■第79号議案 一般国道429号道路新設改良工事請負契約変更の件

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|------|----------------|----------------|
| 契約金額 | 2,044,900,000円 | 2,161,990,600円 |
| 契約期間 | 令和7年9月30日まで | 令和7年12月26日まで |

| | |
|--------|---|
| 工事名 | 一般国道429号道路新設改良工事(榎峠トンネル(仮称)) |
| 契約金額 | 2,161,990,600円 |
| 契約の相手方 | 京都市中京区室町通錦小路上る山伏山町550番地1 大林・鶴美・マルキ特定建設工事共同体 代表者 株式会社 大林組 京都支店 執行役員京都支店長 竹中秀文 |
| 契約の方法 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定による一般競争入札 |
| 契約履行場所 | 福知山市字談地内 |
| 契約期間 | 令和5年12月21日から令和7年12月26日まで |

■第 80 号議案 府道綾部宮島線道路新設改良工事請負契約変更の件

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|------|----------------------|--------------------|
| 契約金額 | 1,840,124,000 円 | 1,951,301,000 円 |
| 契約期間 | 令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで | 令和 8 年 6 月 3 0 日まで |

| | |
|--------|--|
| 工 事 名 | 府道綾部宮島線道路新設改良工事 |
| 契約金額 | 1,951,301,000 円 |
| 契約の相手方 | 大阪市西区土佐堀 1 丁目 4 番 11 号 宮地エンジニアリング株式会社 関西支社 取締役執行役員関西支社長 塚本啓一 |
| 契約の方法 | 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定による一般競争入札 |
| 契約履行場所 | 南丹市美山町肱谷地内から三埜地内まで |
| 契約期間 | 令和 5 年 1 2 月 2 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで |

■第 81 号議案 府道浜丹後線道路新設改良工事請負契約変更の件

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|------|---------------|---------------|
| 契約金額 | 587,796,000 円 | 656,062,000 円 |

| | |
|--------|---|
| 工 事 名 | 府道浜丹後線道路新設改良工事 |
| 契約金額 | 656,062,000 円 |
| 契約の相手方 | 大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 4 号 株式会社 I H I インフラシステム事業戦略本部戦略第 1 部 次長 寺崎博道 |
| 契約の方法 | 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定による一般競争入札 |
| 契約履行場所 | 京丹後市丹後町上野から平地内まで |
| 契約期間 | 令和 5 年 1 2 月 2 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで |

■第 82 号議案 府道山城総合運動公園城陽線橋りょう新設改良工事請負契約変更の件

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|------|-------------------|-------------------|
| 契約金額 | 1,831,140,300 円 | 2,181,842,300 円 |
| 契約期間 | 令和 7 年 3 月 31 日まで | 令和 8 年 3 月 31 日まで |

| | |
|--------|---|
| 工 事 名 | 府道山城総合運動公園城陽線橋りょう新設改良工事（城陽橋上部工） |
| 契約金額 | 2,181,842,300 円 |
| 契約の相手方 | 大阪市北区堂島 1 丁目 5 番 17 号 古河産機システムズ株式会社 大阪支店 支店長 大浦孝史 |
| 契約の方法 | 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定による一般競争入札 |
| 契約履行場所 | 城陽市富野地内 |
| 契約期間 | 令和 2 年 10 月 6 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

■第 83 号議案 府道山城総合運動公園城陽線橋りょう新設改良工事委託契約変更の件

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|------|-------------------|-------------------|
| 契約期間 | 令和 7 年 3 月 31 日まで | 令和 7 年 7 月 31 日まで |

| | |
|--------|--|
| 工 事 名 | 府道山城総合運動公園城陽線橋りょう新設改良工事（城陽橋上部工） |
| 契約金額 | 1,726,148,000 円 |
| 契約の相手方 | 大阪市淀川区宮原 4 丁目 3 番 39 号 西日本旅客鉄道株式会社 執行役員兼近畿総括本部長 冨本直樹 |
| 契約の方法 | 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約 |
| 契約履行場所 | 城陽市富野地内 |
| 契約期間 | 令和 3 年 12 月 20 日から令和 7 年 7 月 31 日まで |

■第 84 号議案 京都府府営住宅向日台団地整備特定事業契約変更の件

| 区分 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----------------|-----------------|
| 契約金額 | 5,478,814,000 円 | 5,887,746,000 円 |

| | |
|---------|---|
| 工 事 名 | 京都府府営住宅向日台団地整備特定事業（第 1 事業区） |
| 契 約 金 額 | 5,887,746,000 円 |
| 契約の相手方 | 東京都港区芝 2 丁目 32 番 1 号 株式会社長谷工コーポレーション 代表取締役 池上一夫 他 3 者 |
| 契約の方法 | 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定による一般競争入札 |
| 契約履行場所 | 向日市向日町北山 |
| 契 約 期 間 | 令和 5 年 3 月 1 0 日から令和 11 年 3 月 3 1 日まで |

令和7年2月京都府議会定例会

予算特別委員会 政策環境建設分科会
審査依頼議案

建設交通部

- 第51号議案 令和6年度京都府一般会計補正予算（第8号）中、所管分
- 第59号議案 令和6年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第3号）
- 第62号議案 令和6年度京都府電気事業会計補正予算（第2号）
- 第63号議案 令和6年度京都府水道事業会計補正予算（第3号）
- 第65号議案 令和6年度京都府工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 第66号議案 令和6年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第72号議案 都市計画事業に関する市町村負担金を定める件
- 第73号議案 急傾斜地崩壊対策事業等に関する市町村負担金を定める件
- 第74号議案 流域下水道事業に関する市町村負担金を定める件

第 51 号議案 令和 6 年度京都府一般会計補正予算（第 8 号）

第 59 号議案 令和 6 年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 62 号議案 令和 6 年度京都府電気事業会計補正予算（第 2 号）

第 63 号議案 令和 6 年度京都府水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 65 号議案 令和 6 年度京都府工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 66 号議案 令和 6 年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）

◇部所管予算の概要

<一般会計>

（単位：千円）

| 款 | 現計予算額 | 今回補正予算額 | 計 |
|--------|------------|-------------|------------|
| 総務費 | 3,200,023 | 57,945 | 3,257,968 |
| 衛生費 | 1,795,515 | ▲ 1,106,335 | 689,180 |
| 農林水産業費 | 402,621 | ▲ 47,510 | 355,111 |
| 土木費 | 86,126,145 | 1,080,928 | 87,207,073 |
| 災害復旧費 | 1,428,999 | ▲ 233,118 | 1,195,881 |
| 諸支出金 | 483,462 | ▲ 214,232 | 269,230 |
| 計 | 93,436,765 | ▲ 462,322 | 92,974,443 |

<港湾事業特別会計>

（単位：千円）

| 款 | 現計予算額 | 今回補正予算額 | 計 |
|-------|-----------|----------|-----------|
| 港湾事業費 | 2,206,171 | ▲ 55,424 | 2,150,747 |

<電気事業会計>

(単位：千円)

| 会計 | 現計予算額 | 今回補正予算額 | 計 |
|------|---------|----------|---------|
| 電気事業 | 565,401 | ▲ 72,798 | 492,603 |

<水道事業会計>

(単位：千円)

| 会計 | 現計予算額 | 今回補正予算額 | 計 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 水道事業 | 8,421,348 | ▲ 540,680 | 7,880,668 |

<工業用水道事業会計>

(単位：千円)

| 会計 | 現計予算額 | 今回補正予算額 | 計 |
|---------|---------|---------|---------|
| 工業用水道事業 | 519,286 | ▲ 4,650 | 514,636 |

<流域下水道事業会計>

(単位：千円)

| 会計 | 現計予算額 | 今回補正予算額 | 計 |
|---------|------------|-------------|------------|
| 流域下水道事業 | 25,426,091 | ▲ 1,018,034 | 24,408,057 |

繰越明許費

<一般会計>

(単位：千円)

| 款 | 現計金額 | 追加金額 | 計 |
|--------|------------|------------|------------|
| 総務費 | 1,203,000 | 106,000 | 1,309,000 |
| 農林水産業費 | 38,000 | 93,000 | 131,000 |
| 土木費 | 26,114,000 | 15,893,000 | 42,007,000 |
| 災害復旧費 | 0 | 899,000 | 899,000 |
| 計 | 27,355,000 | 16,991,000 | 44,346,000 |

<港湾事業特別会計>

(単位：千円)

| 款 | 現計金額 | 追加金額 | 計 |
|-------|---------|--------|---------|
| 港湾事業費 | 460,000 | 23,000 | 483,000 |

第 72 号議案 都市計画事業に関する市町村負担金を定める件

(単位：円)

| 事業名 | 負担すべき市町 | 負担すべき金額 |
|--------|----------------|-------------|
| 街路事業 | 福知山市含む 7 市 1 町 | 6,330,000 |
| 緊急街路事業 | 福知山市含む 9 市 2 町 | 274,022,000 |
| 計 | | 280,352,000 |

第 73 号議案 急傾斜地崩壊対策事業等に関する市町村負担金を定める件

(単位：円)

| 事業名 | 負担すべき市町 | 負担すべき金額 |
|--------------|---------------|------------|
| 急傾斜地崩壊対策事業 | 綾部市含む 6 市 2 町 | 46,422,000 |
| 緊急自然災害防止対策事業 | 綾部市含む 2 市 2 町 | 24,730,000 |
| 事業間連携砂防等事業 | 福知山市含む 2 市 | 11,995,000 |
| 砂防メンテナンス事業 | 綾部市 | 150,000 |
| 計 | | 83,297,000 |

第 74 号議案 流域下水道事業に関する市町村負担金を定める件

(単位：円)

| 事業名 | 負担すべき市町 | 負担すべき金額 |
|--------------|----------------|---------------|
| 桂川右岸流域下水道事業 | 京都市含む 3 市 1 町 | 3,530,156,888 |
| 木津川流域下水道事業 | 京都市含む 6 市 2 町 | 3,105,158,352 |
| 宮津湾流域下水道事業 | 宮津市含む 1 市 1 町 | 767,290,677 |
| 木津川上流流域下水道事業 | 木津川市含む 1 市 1 町 | 1,165,773,012 |
| 計 | | 8,568,378,929 |